

薬害肝炎訴訟を支援する会

<東京ニュース>

薬害肝炎訴訟を支援する会・東京

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-24 2 長井ビル3階 オアシス法律事務所
TEL: 03-5363-0138 / FAX: 03-5363-0139 / Mail: kanenshien-tokyo@hotmail.co.jp



↑6月23日、「企業モラルを正せ!抗議行動の様子



写真撮影 / 糸山敏和

イラストレーション / たけだけい

大阪行動について

東京原告 泉 祐子

6月23日大阪。全国から原告/支援者が150人も集合しました。

東京からも支援者が参加下さり、肝炎被害を出しながら未だ謝罪の席につかない田辺三菱製薬の企業姿勢に対し、大阪の御堂筋沿いの淀屋橋駅前（大阪市役所周辺）で12時から「企業モラルを正せ！」のスローガンのピラ配りをしました。

当日はぱらぱらと小雨模様でしたが、原告は支援者からPOWERをいただき、何時か、こんな日があったなあと、昨年厚生労働省交渉を思い出しながら、「未だ終わっていない、終わったように見せようとしている」企業に対して、新たな憤りを感じながら行動しました。14時30分からは抗議パレードに出発しましたが、沢山の警察の方が交通整理のため出ていました。

15時田辺三菱製薬との直接交渉に望みましたが交渉は4人の弁護士に囲まれた、たった一人の法務担当者が企業者として原告の声を聞くとの事、明らかに交渉自体がマスコミや世間体を気にしたパフォーマンスのように感じられました。

当日のマスコミ報道では企業側の基本合意は想定内であり、遅からず合意をするだろうと言う発言が報じられましたが、その後、7月13日の原告総会で交渉弁護団の経過報告ではまだまだ、企業代表者の心からの謝罪を聞く時を迎えるに至っていない事を知り、今更ながらこの企業に、「コンプライアンス」の言葉は似つかわしくない！そう感じました。

まだまだ油断を許さない状況といわれた山口原告代表の言葉を今更ながら思い出していました。肝炎問題はこれからやらなければならないことが山積しています。

原告の更なる、団結とその原告にどうか、これまで同様、支援の力をいただけますよう、お願い致します。一方、私たち原告は旧来より原告活動をして来た者だけでなく、新たに原告に加わった全員が、夫々、この肝炎問題を再度勉強しなければなりません。旧来原告が350万人とも言われる被害者の為、今日まで戦い、恒久対策と被害の究明と防止に取り掛かろうとしている今日、その活動の歴史と薬害の取り組みを意識を以って参加し、学ぶ事で、多くの支援者に支えられていることに感謝をしなければならぬと心より思います。

今回の企業交渉のチラシやスローガン幕は東京の支援者が手作りで用意くださいました。皆さん有難うございます。これからもよろしく！

大阪行動に参加して



薬害肝炎訴訟を支援する会東京 糸山敏和

東京の支援する会の方から声をかけていただき、6月23日に行われた田辺三菱製薬本社抗議行動に参加しました。

天気予報は晴れと告げていましたが、小雨が断続的に続きます。その悪天候の中、大阪の中心地、淀屋橋でのピラ配りから行動は始まりました。東京でいえば、丸の内辺りを彷彿とさせるその場所では、思いの外多くの方がチラシを受け取り、また、幾人かは被害者の方や支援者の訴えに耳を傾けていました。

その後、中之島公園に改めて集合し、パレードを開始。私の所属する労働組合の仲間たちもそこから合流しました。鉄道というおよそ薬害とは関係のない仕事で、当初はあまりぴんと来ていない人もいたのですが、ともにアピールをしながら歩き、代表団が交渉をしている間、本社前で行われたリレートークを聞くうちに、口々に「うちの会社とかわらへんやないか」と怒り、交渉の行く末を見守りました。

全く異なる問題の中に共通する課題を見つけること。

「支援」から「連帯」への確かな変化を感じた今回の行動でした。



第2回大臣定期協議に参加して

九州原告 19 番母

九州原告 21 番

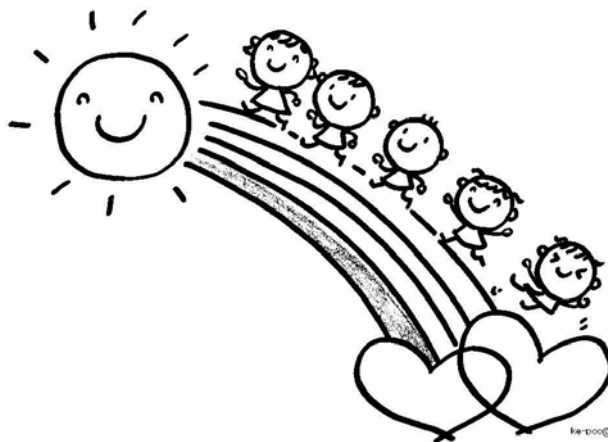
内閣改造の 8 月 1 日あわただしい中、舛添大臣との協議が行われました。

その日の朝、みのもんたの朝ズバで「今日は、薬害肝炎の原告さんたちが東京に集まる」と大臣が発言されていました。

25 分間と協議は短かったにも関わらず、多くの官僚がいる中、大臣は肝炎の責任は国にあり、その責任においてインターフェロンの助成を 48 週から 72 週に延ばすことや、身障者手帳の交付等の施策を講じたいとおっしゃっていただきました。

大臣の言葉には真摯な反省があり、その大臣が留任されたことは私たち肝炎患者にとって何よりのニュースでした。

大臣とともに私たち原告は、350 万人の肝炎患者が安心して暮らせるその日が来るまで、心を一つにして立法化に向け前進するスタートラインにまた立つことができ、短い中にも実り多い協議結果に私たちは、本当に感動しました。



大臣協議のご報告

薬害肝炎弁護団 弁護士 本田麻奈弥

内閣改造で慌ただしい状況の中、舛添厚生労働大臣出席のもと、第2回定期協議が行われました。協議時間は半分に短縮されてしまいましたが、得たものは少なくありませんでした。

来年4月から、インターフェロン72週投与に対する助成の実現を目指すという大臣の約束は、その最たるものだったと思います。肝炎患者に対する障害者手帳の交付について前向きな回答がなされた点も、収穫の一つではないでしょうか。

一方で、インターフェロンの長期少量投与に対する助成については、大臣から否定的な意見が出されてしまいました。未検討の課題も多く、問題は山積しています。

それでも、協議を終え、参加した原告さんたちの中には、薬害の根絶と肝炎患者全員の救済を勝ち取るまで、最後まで諦めずに頑張ろうという雰囲気があふれていました。

この日参加した原告さんは、90人近くに上ります。

これまで多くの方々の支援の輪に支えられ、一步一步歩んできた原告団・弁護団は、基本合意後に提訴した新たな原告を迎え、一層大きな「声」をあげることができるようになっていると思います。

舛添大臣は、早い時期に第3回定期協議を開催すると約束しました。第3回定期協議に向け、皆で力を合わせて頑張っていきたいと思います。



訴訟の現況

弁護士 福地 直樹

国との基本合意が成立した今年1月以降、全国の弁護団は毎月一度の一斉提訴を続けています。

6月26日の一斉提訴で原告数は900名を超え、次回8月7日の提訴で1000名を超える見込みです。東京原告は現在175名、8月7日の提訴で200名を超えることとなります。実に基本合意成立時の約5倍の原告団になりました。

現在の原告団は、治療体制や生活支援の実現を目的とする恒久的な対策づくり、薬害肝炎を過去に遡って検証し薬害再発防止のためのシステムづくりなど、この裁判を起こしたときの大きな目的を達成するための活動が柱になっています。その中で、裁判手続は、提訴した原告が救済法や基本合意に基づいて和解に至るための手続が主たる内容になっています。

つまり、製剤が投与されたことによってC型肝炎に感染していることや病状が進行していることを根拠づける医療記録などの資料を裁判所に提出し、国の認否を経て和解が成立しています。

企業との間ではまだ基本合意が成立していないため、現在においては国との間で和解が成立しています。

現在まで、東京では78名の方が、全国では300名以上の方が和解成立に至っています。

東京地裁では、7月15日に弁論手続と和解手続が行われました。弁論手続では、この日和解が成立した27名の原告を代表して原告番号93番の方が公開法廷で意見陳述を行いました。原告の方の意見陳述は、その受けた被害の大きさを、そして、和解が成立しても被害が終わっていないことを、改めて私たちに教えてくれました。

東京地裁では、来年3月まで約2ヵ月おきに和解のための期日が指定されています。そのうちの何度かは、公開法廷で原告の方が意見陳述することになるでしょう。是非傍聴にお越し下さい。

薬害肝炎訴訟を支援する会

2008年度 東京総会

弁護士 小松 雅彦

- 6月28日午後1時～1時40分、四谷の弘済会館で総会が開催されました。
総会参加者は約30名で、例年より遙かに多い参加者でした。
- 世話人の江川さんが活動報告し、拍手で確認しました。
活動報告は以下の通りです。

【2007年度活動報告】

2007年度は東京地裁判決後の日比谷公園座り込みから活動の場所が司法から政治、社会に移り全国的規模の活動になっていきました。2回の座り込みや首相官邸に向けての行動、国会要請活動も数多く行いました。昨年の総会で出された活動方針を振り返ってみます。

- 1、原告団、弁護団と一体となって総理、厚労省、企業等への様々な要請行動、抗議行動は、かなり出来ました。企業への抗議行動は弱かったです。
- 2、裁判傍聴は、判決後はなかなか傍聴席を満席にすることは出来ず、報告集会は必ずしも多くは集められませんでした。法廷外での活動や集会が多くなり、新しい支援者との交流は出来、社会へのアピールが出来ました。
- 3、職場、地域、学園での学習会、講演会は団体要請の働きかけなどで多数開催出来ました。
- 4、地域支援活動は、原告さんのいる千葉、神奈川、茨城などでも新しい地域支援会が立ち上がりました。マスコミもそれぞれの地域の地方版に数多く取り上げられました。
- 5、薬害根絶デーなどを通して他の薬害被害者団体と交流出来、患者会も地域支援会と地域患者会の交流が始まりました。

6、ニュースは年6回、隔月のペースで発行しました。ホームページは出来ませんでしたが、メーリングリストの活用により数多くの情報伝達が出来ました。ただしリスト登録は新しい原告さんも増え処理能力がなかなか追いついていきませんでした。

7、不買運動は行いましたが、医療機関への徹底は十分ではありませんでした。署名活動は個人、団体ともかなりの協力者が出てきて数多く集めることが出来ました。

8、組織拡大は目標の1000には遠く及びませんでした。

●続いて、会計報告を私がしたうえで、会計監査報告を藤竿伊知郎さんが行い、若干の質疑をした上で、拍手で確認されました。財政が厳しいことについては共通認識となりました。

●活動方針案について江川さんが報告し拍手で確認しました。
活動方針は、以下の通りです。

【2008年度活動方針】

- 1、原告団、弁護団と一体となって企業行動を行い企業の社会的責任を追求する
- 2、原告団、患者会と連携して地域支援会活動を活発化させる。東京でも地域に根ざした活動を展開する。
- 3、肝炎の恒久対策を推し進めるため、国会要請活動や地方自治体への陳情活動を行う。
- 4、薬害根絶に向けての活動を活発化させる。薬害肝炎検証委員会の傍聴。薬害根絶デーの参加。
- 5、ニュース、ホームページ、メーリングリストなどで活発な情報伝達活動を行う。

●最後に世話人の留任が拍手で確認されました。

世話人は、江川守利、藤竿伊知郎、岡山卓生、高島譲二、千田恵美子の各氏と小松雅彦です。

●短時間でしたが、薬害肝炎第2幕、頑張ろうという意気込みが高まった総会でした。



薬害肝炎訴訟を支援する会・東京 2007年度会計報告

(2007年4月1日より2008年3月31日まで)

2008年6月28日

収入の部

前年度繰越金	銀行	88,511
	郵便	106,133
会費及びカンパ	銀行	244,895
	郵便	433,500
	合計	873,039

※立替金(オアシス法律事務所) 141,178

支出の部

印刷代	38,427
要請等交通費	50,420
会場費	44,465
事務費	156,750
メール便代金	417,425
ハガキ等通信費	147,500
コピー代金	159,230
合計	1,014,217

なお、4月以降は会費及びカンパの入金が186,500円、銀行が17,000円で合計203,500円です。(郵便は6月12日現在、銀行は6月9日現在です。)

この合計より、立替金を差し引くと、現在の残高は62,322円となります。

会計業務は適正に処理されていました

会計監査 藤竿伊知郎 (印)

わくわく懇親会に参加して

薬害肝炎訴訟を支援する会東京 安田 奈賀子

6月28日、四谷の弘済会館にて「薬害肝炎訴訟わくわく懇親会」が開催されました。70人を超える原告・支援者・弁護士が参加しました。

訴訟のこれまでの振り返るビデオの上映の後、原告・弁護士・支援者それぞれから発言があり、その後、懇談となりました。小グループにわかれ、40分ほどの懇談でしたが、これまでの裁判、活動の事、治療の事などいろいろな話をざっくばらんにできました。たくさんの方が参加し、恒久対策や検証、ウイルス性肝炎患者全体の救済に向けての今後の活動などについてお話をしました。

私自身、これから患者として、そして支援者として、原告のみなさんとともに活動し、薬害の再発防止、肝炎患者全体の肝炎総合対策を前進させていく努力を続けていく事が大切であると改めて感じました。

☆☆ わくわく懇親会参加者からのアンケート回答 ☆☆

- ・国、企業に対しての怒りもありますが、自分達でもっとたくさんの方々も含めて前向きに少しでも援助して頂けるようになったらよいと思う
- ・原告の皆様の必死の思いや、命がけの戦いになんとしても力になっていきたいと感じました。参加できる会にはすべて参加していきたいと思いました。
- ・新しい原告の方の話を聞くことができよかった。たくさんの方が参加があり、元気づけられた。
- ・今までの活動がよくわかりました。特に支援して下さる方達あつての活動であることがよくわかりました。
- ・今まで知らなかった、原告、支援者の方々に逢うことができました。
- ・たくさんの方の支援者の方がいらっしゃる事を知り、とても嬉しかったです。私も頑張ります。
- ・医療の立場、支援の立場からの意見も聞けてよかった
- ・これからの原告として活動の道しるべを自分なりに得ることができました
- ・原告の方々と直接話ができる機会が持てて、光栄だし感謝している。テレビを通じて語られる以上の事が次々と聞けて、本当に薬害そのものの大変さ、悲しさ、残酷さの認識を深くしました。私のテーブルに、泉さんと浅倉さんなど、テレビの前面に出て頑張ってこられた方がいらしたので、ちょっとだけ緊張しました。でも気さくに色々話をしてもらえたので本当に貴重な時間が持てたと思う。

各地で原告さんたちががんばっています。

- 各地の原告交流会 -

弁護士 小松 雅彦

救済法成立後、薬害肝炎原告が大幅に増えました。

原告さん達は、自分たちだけでない、全ての肝炎患者の救済のために、各地での運動に着手しだしています。

恒久対策の実現には、地元での自治体に対する運動が不可欠です。

まず、運動の手始めとして、各地の原告が交流会を持ち仲間作りをはじめています。

東京原告団のエリアだけでも6月8日千葉、6月14日北海道、7月5日静岡、7月21日甲信越、7月27日神奈川、8月2日東京と開催されました。

今後ですが、8月9日千葉で原告だけでない支援の参加もOKの交流会、同じ8月9日東北原告交流会（東北原告団と共催）、9月6日札幌医療講演会＋訴訟説明会、9月7日函館医療講演会＋訴訟説明会、9月静岡交流会が開催されます。

千葉は運動がとても進展していて、8月20日に地元議員への原弁支の要請を行います。各地での要請活動なども活発に取り組まれるようになってきました。

会費納入・カンパのお願い

小松雅彦・支える会世話人

支える会の会費は、年額一口1000円となっております（毎年おさめていただくことになります）。

1回のニュースで一通作成・発送するために百数十円がかかります。それ以外にも、号外、イベント案内、チラシ、会議会場費などお金がかかります。

そこで、社会人の会員の方には、可能であれば3口以上の会費を納めていたきたいお願いいたします。払込取扱票を同封いたしましたので、よろしくお願いいたします。

なお、お知り合いの方や関わりのある諸団体などへ、支える会への加入のお声をかけていただけると幸いです。団体加入の場合は会費は年額5000円です。よろしくお願いいたします。

～薬害を根絶するために～ 駅頭署名行動にご協力ください！

日時:8月13日(水) 16:30～17:30

場所:清瀬駅北口

改札口から西友までの通路にて

* 薬害肝炎訴訟を支援する会の方にも参加いただき、署名行動を行う予定です。

* 短い時間でも、ぜひご協力ください！

* 署名をしに来ていただけるだけでもうれしいです♪

薬害肝炎訴訟は国との和解は成立しましたが、企業とは未だ和解が成立していません。また、原因究明と再発防止策の準備、ウイルス性肝炎患者への恒久対策など課題はまだ山積みです。薬害肝炎問題はいまだ解決していないこと、薬害は人災であること、イレッサ、タミフルなどの新たな薬害が引き起こされていること…等を多くの人々に知らせていく必要があります。また、8月22日には薬害根絶デーの取り組みがあります。そのお知らせとともに署名・宣伝行動を行いますので、ぜひご協力いただけますようお願い申し上げます。 エイトライフ社保委員会

(エイトライフさんは民医連に加盟している三多摩地域にねざした薬局です)

+++++

☆入会・退会等支援する会へお問い合わせは下記連絡先まで御一報下さい☆

● 薬害肝炎訴訟を支援する会・東京

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-24-2

長井ビル3階 オアシス法律事務所内

TEL03-5363-0138 FAX03-5363-0139

Email: kanenshien-tokyo@hotmail.co.jp



【郵便振替口座】

口座番号：00160-0-665642 口座名義：薬害肝炎訴訟を支援する会・東京

【銀行口座】

三菱東京UFJ銀行 渋谷支店 普通貯金 口座番号：3284735

口座名義：薬害肝炎訴訟を支援する会・東京 世話人 小松雅彦